

議案第9号

令和5年度野々市市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度野々市市の公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	18,200 戸
(2) 年間総排水量	5,800,000 m ³
(3) 一日平均排水量	15,900 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備等事業	225,732 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1,246,000 千円
第1項 営業収益	963,191 千円
第2項 営業外収益	282,808 千円
第3項 特別利益	1 千円

支	出
第1款 下水道事業費用	1,279,000 千円
第1項 営業費用	1,089,896 千円
第2項 営業外費用	187,004 千円
第3項 特別損失	1,100 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 493,000 千円は、過年度分損益勘定留保資金 288,050 千円、当年度分損益勘定留保資金 189,817 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,133 千円で補填するものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	683,000 千円
第1項 企業債	421,400 千円
第2項 補助金	40,200 千円
第3項 受益者負担金	13,068 千円
第4項 他会計出資金	208,332 千円

支	出
第1款 資本的支出	1,176,000 千円
第1項 建設改良費	225,732 千円
第2項 企業債償還金	950,268 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道マンホールポンプ場 維持管理業務	令和6年度	2,500 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還方法
下水道事業	421,400 千円	普通貸借 又は 証券発行	6 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 下水道事業費用の各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその
経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 49,291 千円

令和5年2月22日提出

野々市市長 栗 貴 章